

令和3年度第2回岡崎市男女共同参画推進審議会会議録

日 時 令和3年11月5日(金) 午前10時

場 所 岡崎市役所 西庁舎南棟3階 301会議室

出席委員 打田委千弘会長・重原惇子副会長・伊藤智代委員・山本京子委員・伊豆原徹也委員・原田美紀子委員・伊豫田守委員・小松恵利子委員・長坂英樹委員

欠席委員 時々輪忠正委員

事務局 手嶋部長・三浦課長・石川副課長・森係長・播本主事

傍聴者 2名

次 第

1 開会のことば

2 部長あいさつ

3 会長の選出

4 会長あいさつ

5 副会長選出

6 議題

男女共同参画推進条例の一部改正及びパートナーシップ制度に関するパブリックコメントの実施について

7 報告

パートナーシップ制度導入に係る調査結果について

8 閉会のことば

議 事

○ 議題「男女共同参画推進条例の一部改正及びパートナーシップ制度に関するパブリックコメントの実施について」

事務局 資料1「男女共同参画推進条例の一部改正及びパートナーシップ制度に関するパブリックコメントの実施について」により説明

伊藤委員 ファミリーシップの部分で、対象の子ども（未成年）という部分が理解できなくて、子どもに対する概念が未成年であることの理由を教えていただきたいです。

打田会長 ファミリーシップ制度についてですが、お子さんを単独で認めるということではなく、パートナーシップ届出時にお子さんと一緒に届けば、ファミリーであることを市が認めるという制度です。

伊藤委員 例えば、成人になったお子さんが一緒に御家庭でお住まいになられていることもあるかと思いますが、そのお子さんの対応が変わるということですか。

事務局 成年のお子さんを除外するという意図は特段持っていませんが、パートナーシップ制度の届出に來られる当事者の方々にお子さんがいらっしゃる可能性を想定し、一緒に届出ができま

すよという、いわばパートナーシップ制度の拡張としてファミリーシップを考えています。まずは乳幼児や小中学生のお子さんがいらっしゃる場合の対応を第一に考えました。

打田会長 例えばこども園などで、今まであまり意識せずに同じ姓の方が迎えに来たら、これはお父さんでしょ、お母さんでしょ、ということで皆さん思われてきたわけですが、これからは、選択的夫婦別姓の話も同じかもしれませんが、別の名字の方が迎えに来た時にこれはファミリーなのかどうなのか、となります。今回の制度案は、パートナーの方々のもとにおられる未成年の方をこれまでの他のお子さんと同様の形で保護する一つの方策と認識しています。

長坂委員 他市と比べて制度の導入が早いわけではないと思いますが、慎重な意見があったのでしょうか。

事務局 特段、慎重に意図的に見送ってきたわけではありません。岡崎市ではこれまで、性的マイノリティの関係に関しては様々な取組を行ってきております。LGBT電話相談はその一つです。そうした中で昨年度、市民の方から陳情等をいただいたことをきっかけにして、パートナーシップ制度の導入の検討に入ったということでございます。

打田会長 今回、素晴らしいと思うのは、対応としては遅くなったかもしれませんが、条例改正まで踏み込んで、この制度を作っていくというのは他の地域でもない取組かと思います。条例改正も含めて一歩先に進むというような意識をもって対応していただけたらいいと思っています。

伊豆原委員 「制度の対象者」の欄に「共同生活」とありますが、パートナーの方たちが実際のところ共同生活しているのか確認しないままだと、証明書を出した後で実は虚偽だったという事も起きてしまうのでは。そうならないように制度でどう明文化するのか。また先ほど説明のあった取り消しについても、本当に虚偽で届出した場合、例えば条例に罰則を入れるのか、考えを聞きたいと思います。

事務局 共同生活の把握は難しいと思っています。あくまでも届出制なので、届け出時に御本人様の意思を確認しようと思っています。例えば、パートナーとして協力的に生活していきます、というようなチェック項目を設けることが考えられます。罰則に関しては、条例で設けるには事前の検察協議が必要で、施行後の運用方法も含めかなり慎重な検討が求められます。先行自治体で悪用事例が生じているとの情報はないため、今のところ罰則規定は考えていません。

伊豆原委員 審議会ではチェック項目を提示していただけますか。

事務局 次回の会議の時に御提示させていただきます。

打田会長 「紛失・届出事項変更時の届出」について、「届出事項に変更が生じた場合は提出を求める」ということですが、住所が変更になった場合にその都度、変更届を出すことを想定されていると思います。また「その他」のところに「原則2名で来庁し、届け出る」と明記してありますが、要は意思確認のことかと思います。通常の婚姻関係はここまでしないので、岡崎市独自の制約があることにはなりますが、ある程度ルールを厳格にしておくというのも、一つの考え方かと思います。先ほどの御意見のように、制度の良好な運営をどうやって担保するかという課題がある一方、通常の婚姻関係であれば、そこまで厳密に求められてないわけです。では、どういう形でバランスを取るか。これは岡崎市だけの制度に立脚してやれる話ではないところもありますので難しいところではあります。制度が始まり不具合が出たところで変えていくことも想定しておき、まずはスタートするのが一番と思っています。次回の会議までに、もし他

の市町村で問題が出てきているならば、ではどういった対応をされているかということも、調べていただいて御提示いただけるといいかなと思います。

それから条例名の変更についてですが、まず、条例名が長いなという印象です。あと、今の条例には当然ながら「男女」という言葉がたくさん出てくるわけですが、改正案では法令との絡みで「男女」のままにしているところもあれば、「性別を問わない全ての人」と新たに表記されているところもあります。「性別」についても「性別等」と変わり、解釈としては「生物学的な性別、性的志向、性自認及び性表現」となっています。このあたりについて、皆様の御意見はいかがでしょうか。

伊豆原委員 条例の中で「男女」という言葉がよく出てくるのが気になりました。会長の言われるように、もう少し短くして、何とか臨機応変にできるような方が、今後はいいのではないかなと思います。

重原委員 条例名については、また御検討いただければと思いますが。性別等というところで「生物学的な性別、性的趣向、性自認及び性表現」という言葉が、最近、SOGIという言い方をしています。おそらく、これからLGBTQという表記、もしくはSOGIがだんだん増えていくので、表現としてこの言葉をどこかに入れておいた方がいいのかなと思います。

打田会長 いろんな要素を取り入れていった方がいいのかなと思いますが、一方で、できるだけシンプルな方がいいことも間違いないというところでは。

伊豆原委員 第10条の2第4項「事業者は、その社会活動の中で受理証明書に係るパートナーシップを最大限に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とありますけど、結局何の効力もないのかなと思えます。

打田会長 なかなか難しいですね。これは証明の効力がどこまでかということですが、本当に難しい問題だなと思います。

伊豆原委員 岡崎市は、岡崎市の事業者に発信していく考えはありますか。

事務局 条例に位置付ける理由は、パートナーシップ制度に象徴される性の多様性に対する理解推進が全市民に係る内容であるからと考えております。啓発の範囲を越えてまで、事業者において具体的にこうしてくださいとまでは明文化しづらいところです。事業者さんには、まずはこういう制度が岡崎市にあるということを知っていただきたいということ、例えば、従業員の福利厚生を検討する時には、条例があり、市で啓発も行っていけば、制度があることを思い出してもらいやすいのではないかなと思っております。リーフレットを作り、説明に努めていきます。今現在も、市民に向けての講座、職員に対する研修を専門の方を招いて行っておりますので、そういったことを続けながら多くの市民に知ってもらう取組を進めていきたいと考えております。

山本委員 伊豆原さんがおっしゃった部分については商工会議所がお手伝いできるところかなと思っております。パートナーシップ制度の理解、啓発に関する資料等を作ったり、事業者様が分かりやすいものを考えていただいて、御提案いただければ、中小企業様が対象になりますがお手伝いをさせていただければと思いました。

事務局 性別に関し市町村レベルで取り組むべき課題という観点から男女共同参画推進条例を考えると、男女共同参画の課題はありつつ、そこにさらに多様な性についての要素を盛り込むことで、全ての人達を取り残されない様に、アップグレードされた条例にしたいと考えております。

す。

打田会長 もともとある男女共同参画推進条例を改正して対応するということが、重要な視点だと思います。

重原委員 名称については、分かりやすさが一番大事だと思っています。長いと、分かりにくさに繋がります。学生と話しているとLGBTのことは私たち以上に知識が豊富だと感じます。逆に私たち以上の世代の方というのは、SDGsという言葉も詳しく説明できる方がどのくらいいらっしゃるのか。広く市民の方に理解いただける言葉を考えると、適切な表現と、今までの一般的な表現とを組み込んでいくのが大事なのかなと思います。

小松委員 男女共同参画というのはあるべきなのかなと思っているんですけど、いずれはそこも無くして、多様な性を尊重する社会の実現という簡単な表現になればと思っています。

重原委員 理念を盛り込むにはこの長い題が必要だと思いますけれども、通称使用、分かりやすい言葉を何か作り、通称「何」と、付記するのはどうでしょうか。

事務局 女性活躍推進法も、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が法律の正式名称ですから、短く、便宜上、使いやすい、呼びやすいという事は、今回いただいた視点も含めてこちらで検討してみます。

打田会長 研究者なので、一つの文章の中に違った定義の言葉が2つ入っているというのは少し違和感があります。「男女」とうたっておきながら、その後で「多様な性」という言葉があり、皆様が納得しない一つの理由かと思っています。ただ、実態はまだ男女共同参画さえも進んでいないという現状もあることも事実ですので、この国立市さんの条例名、「女性、男性及び多様な性」みたいな並べ方は、市民の方にも受け入れやすいのでは。ただ、条例名としてあって、通称名称で広めていくということも素晴らしい御意見だと思います。

○ 報告 パートナーシップ制度導入に係る調査結果について

事務局 資料3「「パートナーシップ制度導入に係る調査」結果」により説明

打田会長 パートナーシップ制度を導入した市町村での対応表みたいなものがあるといいと思います。市営住宅のところで、「事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの」に該当しないと考えられるというのは、受け入れづらい回答かなというのが率直な意見です。

伊豆原委員 市営住宅について市が懸念している理由を教えてください。

事務局 犯罪被害者遺族への給付金支給に関する判例を先ほど説明させていただきましたが、市営住宅の担当課も、以前は「配偶者の中にはパートナーの方も含まれる」と解釈していましたし、先行自治体で行政サービスの中に公営住宅入居を含めているところも同じだと思います。判例は、あくまで発生した時点におけるパートナーシップに対する社会的理解について一定の解釈を行ったものであり、パートナーがこれまでもこれからも「事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの」に該当しないと最終判断を下したわけではありません。ただし、判例は判例として、配偶者という解釈をどうとらえるかを整理しないといけないとのことで慎重に対応しているところです。

山本委員 先ほど伊藤さんが言われたファミリーシップのところで、例えば、未成年ではなく成人して

いて、ファミリーシップとしては外れる場合ですけど、市民病院での面会とかは家族じゃないとダメとなると残念ですよ。もしそうならば、未成年への配慮だけでいいのかなって思いましたがどうでしょうか。

事務局 正直、未成年ではないのでお断りですよというケースまでは想定していなかったというのがあります。端的に、お子さんはどうなっちゃうの、といったようなイメージからファミリーシップを追加しました。家族といえば、当然ながら親が同居している場合も考えられますし、事例は少ないとは思いますが、御兄弟も一緒に時にそれはどうなるの、というようないろんな可能性があり得ます。まずは未成年者の保護という意味合いで、お子さんだけあぶれちゃうような状況はよろしくないのではということで案を検討してきています。例えば、パートナーシップの証明カードを持ってないと面会などできない場合があるとして、現案のままですと、未成年のお子さんはカバーできても、成人したお子さんが同居しているときはどうなるのかという課題が生じることを認識しました。ただ、すべての担当部署や窓口で絶対にカードがないとダメだと言ってるかということ、そうではない部分も当然ありますので、よく検討してまいります。

打田会長 例えば、病院が考える家族って何なのかについてはあまり考えずに、家族しか面会できないとしている中で、病院側が「パートナーシップ制度の証明書を出せ」なんて言うこと自体がおかしい気もします。家族なんていうものは誰が決めるのでしょうか。法律上の家族というのは当然定義されていますけれども、個人個人で家族の定義は違うわけです。この会議は多様性、基本的にある種の枠組みで人を判断していくことはやめていきたいと思います。

原田委員 パートナーなのに、入院の時にサインができないという事例がございますよね。それを子どもと置き換えても同じなんじゃないのかと思います。
市の職員の方たちがどれだけこの制度を理解してらっしゃるかということに行き着くのではないかと思います。このアンケートを取られた時はどんな感じでしたか。市の職員の方たちの理解は進んでいますでしょうか。

事務局 今回調査した中では、法律、国の省庁の方針に乗っ取っている事務だから、現状は不可能、という返答もありましたが、可能な限り担当課で配慮し、対応できることは前向きに検討しているという意識は感じられました。

打田会長 制度として認められたから、もう全てOKになるような社会になかなかありませんので、本当に難しい問題だなと思います。ただ、やれる事は着実に進めていくことしかありません。条例が4月からスタートする段階で、利用可能な制度がどこまで広げられるかは、これからまた、あるかと思っています。

この他に御意見はありますか。

無いようであれば、これもちまして、私も議事の進行を終えさせていただきます。

御協力ありがとうございました。

事務局 会長には、大変お疲れ様でした。

それでは、これもちまして令和3年度 第2回岡崎市男女共同参画推進審議会を閉会させていただきます。

本日は、長時間にわたりお疲れ様でございました。